



# 山形県公報

平成19年1月16日(火)  
第1807号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

障害者自立支援法により指定を受けたものとみなされた指定障害者支援施設... (置賜総合支庁福祉課) ...21  
 県営土地改良事業計画の変更..... (最上総合支庁農村計画課) ...同  
 土地改良区の定款変更の認可..... (置賜総合支庁農村計画課) ...22  
 同..... (同) ...同  
 歳入の収納の事務の委託契約の解除..... (森林課) ...同  
 土地区画整理組合の理事の就任の届出..... (都市計画課) ...23  
 道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ...同  
 同..... (同) ...同  
 県道の供用の開始..... (同) ...24  
 開発行為に関する工事の完了..... (村山総合支庁建築課) ...同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (庄内総合支庁企画振興課) ...同  
 河川整備計画の変更の書類の縦覧..... (河川砂防課) ...同

## 告 示

### 山形県告示第28号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第20条の規定により、指定障害者支援施設の指定があったものとみなされた施設は、次のとおりである。

平成19年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害者支援施設とみなされた施設の設置者 |                      | 指定障害者支援施設とみなされた施設 |               | 旧法指定施設の<br>種類     |
|-----------------------|----------------------|-------------------|---------------|-------------------|
| 名 称                   | 主たる事務所の所在地           | 名 称               | 所 在 地         |                   |
| 社会福祉法人<br>友愛会         | 山形市すげさわの丘727番<br>地47 | 身体障害者療護<br>施設南陽の里 | 南陽市宮内1204番地の3 | 身体障害者療護施<br>設(入所) |

### 山形県告示第29号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営後野地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 縦覧に供すべき書類の名称  
後野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
大蔵村役場

## 3 縦覧に供する期間

平成19年 1月16日から同年 2月14日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

伊佐沢土地改良区

## 2 事務所の所在地

長井市上伊佐沢3060番地

## 3 認可年月日

平成18年12月28日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

白鷹土地改良区

## 2 事務所の所在地

西置賜郡白鷹町大字横田尻1367

## 3 認可年月日

平成18年12月28日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により次の者に委託した山形県林業改善資金貸付金に係る償還金の収納事務の委託契約を平成18年11月 2 日に解除した。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称             | 住 所                   |
|-----------------|-----------------------|
| 米 沢 地 方 森 林 組 合 | 米沢市大字笹野517番地 1        |
| 小 国 町 森 林 組 合   | 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目57番地 |

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 出 羽 庄 内 森 林 組 合 | 鶴岡市水沢字山ノ腰31番地の1 |
|-----------------|-----------------|

## 山形県告示第33号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、庄内町四ッ興野土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

| 住 所            | 氏 名     |
|----------------|---------|
| 東田川郡庄内町余目字町172 | 佐 藤 貞 男 |
| 東田川郡庄内町余目字町46  | 佐 藤 孝 敬 |
| 東田川郡庄内町余目字町83  | 佐 藤 廣 夫 |
| 東田川郡庄内町余目字町45  | 佐 藤 仁   |
| 東田川郡庄内町余目字町10  | 佐 藤 裕 允 |

## 山形県告示第34号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年 1月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路 線 名 梳代大網線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 鶴岡市大網字入道3番1から<br>同 字嶺沢17番1まで | 旧    | 14.8メートル<br>と<br>6.2 | メートル<br>243 |
| 同 上                          | 新    | 34.0メートル<br>と<br>6.2 | 同 上         |

## 山形県告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年 1月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路 線 名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|------------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 鶴岡市羽黒町手向字薬師沢56番202から<br>同 56番202まで | 旧    | 15.0メートル<br>と<br>19.2 | メートル<br>24 |
| 同 上                                | 新    | 16.0メートル<br>と<br>19.2 | 同 上        |

## 山形県告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成19年1月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市羽黒町手向字薬師沢56番202から  
同 56番202まで
- 3 供用開始の期日 平成19年 1月16日

## 山形県告示第37号

次の開発行為は、完了した。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成18年10月25日 指令村総建第5013号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字山辺字町浦1228番3、1228番10、1228番12、1235番11、1235番20
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東村山郡山辺町大字山辺408番地  
有限会社やまのべ不動産

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年 1月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 みつば
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 るみ
  - (3) 主たる事務所の所在地  
酒田市高砂二丁目5番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいく為に関する事業を行い、福祉の増進を図り社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により定めた河川整備計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 1月16日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 変更した河川整備計画の名称  
一級河川最上川水系最上圏域河川整備計画(知事管理区間)
- 2 縦覧の場所  
土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町建設課及び舟形町振興課